

医療措置協定の「締結」の お願いについて

- 令和6年4月から新興感染症の発生・まん延に備えるため、感染症法に基づき、診療所・薬局と島根県の間で「医療措置協定」をすることとされました。
- 幅広く多くの診療所・薬局と本協定を締結をしたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

医療措置協定の内容

以下の各項目について、協定締結のご検討をお願いします

	内容	診療所	薬局
発熱外来	発熱患者等に対して診療・検査を実施する体制を確保	◎	
自宅療養者等への医療提供	自宅療養者等への医療提供体制を確保	◎	◎

協定締結までの流れ

診療所・薬局

島根県(薬事衛生課)

協議のための資料を確認する

様式をダウンロードし、
必要事項を入力

提出のあった様式を確認し、
協定書(案)を作成

協定書(案)を確認

修正が必要

修正不要

「医療措置協定」の締結・指定※・公表

※協定内容に発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を含む場合

◇締結後、開設者の変更や廃止等、変更が生じた際には下記問い合わせ先にご連絡ください。

詳細は、県ホームページでご確認ください

協議のための資料及び様式を掲載しています

【URL】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/info/iryousochikyoutei.html>

(問い合わせ先)

島根県健康福祉部薬事衛生課

E-mail: corona-yakuji@pref.shimane.lg.jp

島根県 医療措置協定



作成：令和8年8月1日

